

序

東京都健康安全研究センターが新しい体制となって約3年が経過し、新たな名称にもだいぶ馴染んでまいりました。食と医薬品に関わる調査研究は、新体制になってのメリットを十分発揮できるよう、センター内での連携をより密接にしながら実施しております。当センターは、東京都の福祉保健医療行政を科学的に支える中核機関として、本庁各課と密接に連携をとりながら、その役割を担ってまいります。

さて、厚生労働省は地域保健法の見直しに向けて、平成17年5月「地域保健対策検討会中間報告」を出しました。この報告書では、地域における今後の健康危機管理のあり方として、保健所を中心とした健康危機管理体制の構築をめざし、地方衛生研究所の役割としては、従来の機能に加え、新たに地域および広域における健康危機管理の科学的・技術的中核としての機能を保持すること、試験検査とその精度管理能力や疫学調査の能力を確保することを求めています。当センターは、健康危機管理に対して、保健所と十分連携をとりながら、従来にも増して役割の重要性が高まると認識し、機能の強化に努めてまいります。

今年度の当センターの重点課題は、ひとつはSARSや鳥インフルエンザ等の新興感染症対策で、迅速な検査体制の構築と共に、感染症情報センターとして海外の都市との連携も含めた情報ネットワークの構築です。ふたつめとしては、近年社会問題となっている脱法ドラッグ対策で、新たな薬物の分析や、その薬物による生体影響の調査研究でセンター一丸となって取り組んでおります。

この研究年報は、昨年1年間の研究の成果をまとめております。行政機関である当センターの調査研究は、最終的には都民の安全、安心につながるものが重要であり、研究課題の選定から評価まで、内部、外部の研究評価会議の審査を受け実施しております。真に必要なものとなっているかどうか、年報をご覧になり、皆様方からも今後の方向性も含めて、忌憚の無いご意見がいただければ幸いです。

今後とも、ご指導、ご鞭撻のほどよろしく願いいたします。

平成18年2月

東京都健康安全研究センター所長 金田 麻里子